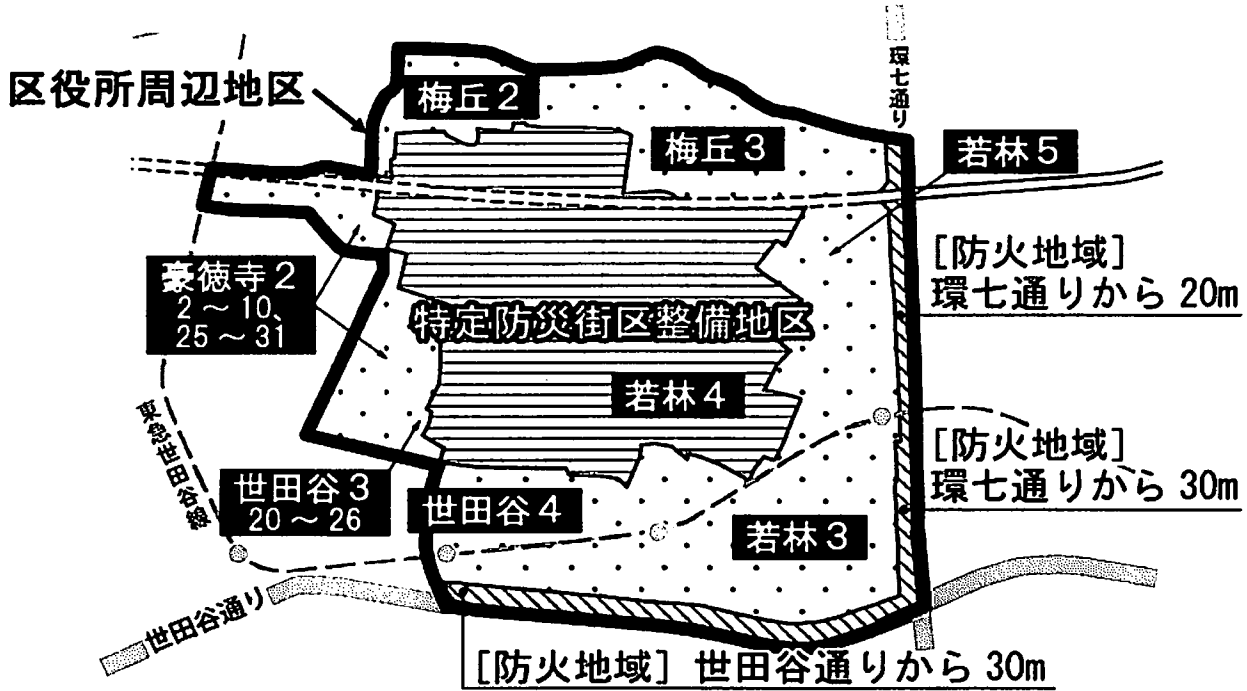


～世田谷区からのお知らせ～

区役所周辺地区※が

東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による

「新たな防火規制」区域に指定されました



- [凡例]**
- 区役所周辺地区※
 - 「防火地域」により制限が規定されている地域
 - 「特定防災街区整備地区」により制限が規定されている地域
 - 「準防火地域」により制限が規定されている地域

※区役所周辺地区
 若林三丁目、四丁目、五丁目、
 世田谷三丁目（一部）、四丁目（一部）、
 梅丘二丁目、三丁目、
 豪徳寺二丁目（一部）

■区域指定前の防火規制と区域指定後の規制の概要

区域指定前		区域指定後		
「防火地域」により制限が規定されている地域	(階数) 4階以上 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 100㎡	「防火地域」により制限が規定されている地域	(階数) 4階以上 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 100㎡	制限は変わりません
「特定防災街区整備地区」により制限が規定されている地域	(階数) 4階以上 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 1500㎡	「特定防災街区整備地区」により制限が規定されている地域	(階数) 4階以上 3階 2階 地上1階 準耐火建築物 耐火建築物 床面積 500㎡	
「準防火地域」により制限が規定されている地域	(階数) 4階以上 3階 2階 地上1階 耐火建築物 防火木造建築物 準耐火建築物 床面積 500㎡ 1500㎡	「準防火地域」により制限が規定されている地域	原則として、耐火建築物又は準耐火建築物 → 耐火性能の引き上げ	

告示日 平成26年6月20日

施行日 平成26年7月30日

※施行日以降に着手する建築行為から適用されます。

【問い合わせ先】 区域指定に関すること 世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課
 TEL 03-5432-2872 FAX 03-5432-3055
 建築確認に関すること 世田谷区 都市整備部 建築審査課
 TEL 03-5432-2474 FAX 03-5432-3036